

平成27年産の ゲタ・ナラシ対策 に加入しましょう！！

27年産 から対象者要件が変わります！

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の交付対象者は、**27年産から認定農業者、集落営農、認定新規就農者であればよく、いずれも規模要件はかかりません。担い手の方が幅広く参加できるようになります。**

まだ認定農業者等の担い手となっていない方は、**27年産の加入申請期限（27年6月末）**までに、認定農業者や認定新規就農者となつていただくか、集落営農を組織して参加していただくこと等が必要です。お早めに準備をお願いします！

認定農業者になるには？

自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

認定に際しては、一律の規模要件や年齢制限は設けないこととしてます。もし認定する市町村で規模要件や年齢制限を設けている場合は、これを廃止するか、または弾力的な運用を行うようにする予定です。

認定新規就農者になるには？

経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

既に知事から就農計画の認定を受けていた認定就農者は、改めて認定新規就農者の認定を受ける必要があります。その際、就農計画の記載内容を変更せずに認定を受けようとする場合には、認定手続きの簡素化がなされています。

集落営農の要件は？

27年産から、
① 組織の規約の作成と、
② 対象作物の共同販売經理の実施
が要件となります。

この他、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとしてします。

経営所得安定対策の内容や対象者要件について詳しく知りたい方は、**近畿農政局 東近江地域センター**にお問い合わせください。

電話 0748-23-3842

フリーダイヤル 0120-38-3786

平成26年産で

- ・ ナラシ移行円滑化対策に加入された方
- ・ そばでゲタ対策に加入されている方
へのお知らせです！

○ ナラシ移行円滑化対策(26年産限り)

ナラシ移行円滑化対策は、**26年産に限り、ナラシ対策に加入できない方**のナラシ対策への移行を円滑に図るための対策です。

26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に交付します。交付に当たっては、**ナラシ対策と同様の書類の保存・提出が必要です。**

【交付対象】

米（ナラシ対策の米の対象範囲と同じです。）

生産数量目標の範囲内で生産された、**農産物検査3等以上のもの**（種子は除く）で、主食用として**平成27年3月31日までに、**

- ① J Aや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 農業者等が、消費者等に販売することとしたもの

【用意していただく書類】

ナラシ対策と同様に、検査等級、販売数量の分かる書類

【補てん額】

26年産のナラシ対策で、米の補填が行われる場合は、**ナラシ対策の国費分相当の5割を交付**します。農業者の拠出は求めません。

※ **本対策は、平成26年産限りの措置**です。平成27年産からナラシ対策に加入するために、平成27年6月末までに認定農業者又は認定新規就農者となるか、集落営農への参加をご検討ください。

○ ゲタ対策のそばの要件について

そばに対する「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」については、品質の良い国産そばが安定的に供給されるよう、**平成26年産から、麦や大豆と同様に、農産物検査を受けたそばのみが交付金の対象**となります。

※ **平成27年産からは、平成26年度中にそばの農産物検査の規格の見直しを行った上で、規格外品のそばは交付金の対象外**となります。